堺市子育て支援部長

認定こども園等における緊急事態宣言の延長に伴う対応等について

日頃より、本市の教育・保育の推進にご協力いただきありがとうございます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の取組みにご協力いただき重ねてお礼申し上げます。 今般、8月2日(月)から9月12日(日)までの間、大阪府を対象区域として発令されております緊急事 態宣言が、**9月30日(木)まで再延長**されました。

市内の認定こども園や保育所等につきましては、同期間も通常どおり保育を実施することとしますが、認 定こども園等の園児や職員の感染が日々確認されており、感染リスクをできるだけ抑える必要があるため、

仕事を休んで家にいることが可能な場合や、家庭での保育が可能な場合は登園を控えていただき、引き続き、 家庭保育のご協力をお願いします。

また、9月1日から、集団接種会場2か所(金岡体育館、堺市産業振興センター)において、お子さま連れの方にも安心してワクチンを接種していただけるよう、保育士や専門スタッフが接種の間、お子さまをお預かりしています。感染拡大を抑えるため、可能な限りワクチン接種にご協力願います。

記

1 保育の実施について

通常どおり保育を実施します。

ただし、緊急事態宣言期間中(延長された場合は当該期間を含む。)に、**家庭保育にご協力いただく場合は、一旦保育料を全額納付していただき、日数に応じて保育料(0~2 歳児クラス)の減額を行います。**

- 2 ご家庭でのお願い
 - ○手洗いやうがいをはじめとする一般的な感染症対策を徹底するとともに、お子さまやご家族の検温等による健康管理や健康観察を行ってください。
 - ○次に該当する場合には、**必ず登園を控え、各施設に連絡してください。**
 - ·同居の家族等が陽性となった場合
 - ・お子さまが**濃厚接触者に特定**された場合
 - ・お子さまや同居の家族等が PCR 検査等を受検することになった場合
 - ・お子さまに**発熱等の風邪症状がある**場合 (発熱等が認められた場合は、解熱後 24 時間以上が 経過し、呼吸器症状が改善するまでの間)
 - ○上記 に該当する場合に登園されますと、他の園児や職員への感染拡大のおそれがあることや PCR 検査が必要となることなどから、**臨時休園等せざるを得ないケースも発生**しており、他の園児や 保護者の方等に多大な影響をおよぼすことになります。**保護者の皆様お一人おひとりのご協力によって 感染拡大の抑制につながります**ので、何卒ご理解願います。
 - ○家庭内での感染も多く発生していることから、**同居の家族等に発熱等の風邪症状のほか、味覚や嗅覚に 異常を感じている場合**も、登園を控えてください。
 - ○お子さまやご家族に発熱などの新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合には、「堺市新型コロナ受診相談センター(072-228-0239)」にご相談ください。
 - ○不要不急の外出を自粛してください。
 - ○不要不急でない外出も、できるだけ回数を減らしてください。
 - ○万一、園関係者(園児・職員)に感染者が判明した場合には、偏見等が生じないよう、人権に十分ご配 慮願います。
 - ○医療従事者や社会機能を維持するために就業継続が必要な方々(警察、消防、高齢・介護施設や保育施 設等の職員)やそのご家族などを思いやり、支えあう気持ちを持って行動願います。

◆同居家族等の濃厚接触者に特定された園児を、無症状であったため、園には告げずに登園を続け させた。

その後、当該園児に発熱症状がみられ、PCR 検査を受検。陽性が判明

濃厚接触者に特定後に登園していた数日間、当該園児と関わった園児や職員の PCR 検査を実施 結果判明までの間、受検者は自宅待機となり、当該園児のクラスは預かり保育のみ実施すること となった。

3 令和3年8月から9月までの間に利用が決まった育児休業中のご家庭について

原則、利用開始月中に復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症に起因して、育児休業を延長した場合は、特例的に復職が10月中となっても、利用決定の取り消しとはなりません。ただし、在籍期間中の保育料は発生します。(0~2歳児クラス)。

該当する場合は、各区子育て支援課にお申し出ください。

(問い合わせ先)

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市 子ども青少年局 子育て支援部

○ 保育の利用等について

幼保運営課 TEL 072(228)7231 FAX 072(222)6997

○ その他保育料等について

幼保推進課 TEL 072(228)7173 FAX 072(222)6997